

令和6年3月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和6年3月春日部市議会定例会

議案第 1 号	専決処分の承認を求めるについて (令和5年度春日部市一般会計補正予算(第9号))	5
議案第 2 号	春日部市森林環境譲与税基金条例の制定について	7
議案第 3 号	春日部市大風文化交流センター条例の制定について	9
議案第 4 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	18
議案第 5 号	春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部改正について	22
議案第 6 号	春日部市印鑑条例及び春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例 の一部改正について	26
議案第 7 号	春日部市職員の給与に関する条例等の一部改正について	31
議案第 8 号	春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 について	49
議案第 9 号	春日部市特別職の給与に関する条例及び 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	51
議案第 10号	春日部市手数料条例の一部改正について	54
議案第 11号	春日部市手数料条例の一部改正について	61
議案第 12号	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び 春日部市市営住宅条例の一部改正について	84
議案第 13号	春日部市介護保険条例の一部改正について	87
議案第 14号	春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等 を定める条例等の一部改正について	93
議案第 15号	春日部市水道事業給水条例の一部改正について	147
議案第 16号	春日部市民文化会館非構造部材(特定天井)等耐震対策工事請負契約 の議決内容の一部変更について	149
議案第 17号	春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事請負契約の議決内容 の一部変更について	150
議案第 18号	財産の取得について	

	(小学校教師用指導書)	151
議案第19号	市道路線の認定について	152
議案第20号	市道路線の廃止について	154
議案第21号	令和5年度春日部市一般会計補正予算(第10号)について	156
議案第22号	令和5年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について	157
議案第23号	令和5年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	158
議案第24号	令和5年度春日部市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	159
議案第25号	令和5年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計補正予算(第2号)について	160
議案第26号	令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算(第3号) について	161
議案第27号	令和5年度春日部市病院事業会計補正予算(第4号)について	162
議案第28号	令和5年度春日部市下水道事業会計補正予算(第2号)について	163
議案第29号	令和6年度春日部市一般会計予算について	164
議案第30号	令和6年度春日部市国民健康保険特別会計予算について	165
議案第31号	令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について	166
議案第32号	令和6年度春日部市介護保険特別会計予算について	167
議案第33号	令和6年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業 特別会計予算について	168
議案第34号	令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について	169
議案第35号	令和6年度春日部市水道事業会計予算について	170
議案第36号	令和6年度春日部市病院事業会計予算について	171
議案第37号	令和6年度春日部市下水道事業会計予算について	172
議案第38号	春日部市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて	173
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて	174

議案第 1 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 2 号

専 決 処 分 書

令和5年度春日部市一般会計補正予算（第9号）について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年1月25日

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 2 号

春日部市森林環境譲与税基金条例の制定について

春日部市森林環境譲与税基金条例を別紙記載のとおり制定する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を、森林の整備及びその促進に関する施策の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、春日部市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、一般会計歳入歳出予算（第4条において「予算」という。）により措置した金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 号

春日部市大風文化交流センター条例の制定について

春日部市大風文化交流センター条例を別紙記載のとおり制定する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市大風文化交流センターを設置することに伴い、条例を制定したく提案いたします。

春日部市大風文化交流センター条例

(設置)

第1条 地域の文化的交流を促進し、観光の振興、大風文化の継承及び郷土意識の醸成を図り、もって地域社会の発展に寄与するため、春日部市大風文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市大風文化交流センター

位置 春日部市西宝珠花593番地

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大風文化に係る啓発並びに資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 郷土資料の保管及び展示に関すること。
- (3) 施設等の利用に関すること。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 センターに必要な職員を置くことができる。

(利用の許可及び制限)

第5条 センターを利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その利用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第1項の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、その利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用者が職員の指示に従わないとき。
- (4) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

2 市は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(開所時間等)

第8条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、展示室の観覧時間は、午前9時から午後4時45分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、開所時間を午後10時まで延長することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があるときは、開所時間及び観覧時間を変更することができる。

(利用時間)

第9条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 多目的広場 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に規定するもの以外の施設 午前9時から午後9時まで

(休所日)

第10条 センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)に当たるときは、その日を開所し、その日の直後の平日を休所日とする。
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(入所の制限)

第11条 市長は、センター内の秩序を乱すおそれのある者の入所を禁止し、又は乱す者に対し、退所を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、センターの施設等の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者又は入所者は、センターの施設等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第14条 利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理運営が市民の平等なセンターの利用を確保することができること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。
- (4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(指定の制限)

第19条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

(欠格事項)

第20条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定

管理者になることができない。

(指定管理者の業務)

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条及び第7条から第10条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にセンターの運営を行うこと。
- (2) センターの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第25条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(事業報告の聴取等)

第24条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第18条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 第19条各号の指定の制限及び第20条第1項各号の欠格事項に該当したとき。

(4) 第22条各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第28条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第29条 第14条の規定にかかわらず、第17条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。

3 指定管理者は、利用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

4 市又は指定管理者は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 センターの利用に係る申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定管理者にセンターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前にこの条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（同日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、この条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

4 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） <u>春日部市道の駅「庄和」条例（平成21年条例第17号）</u> <u>春日部市大風文化交流センター条例（令和 年条例第 号）</u>	別表（第2条関係） <u>春日部市道の駅「庄和」条例（平成21年条例第17号）</u>

別表（第14条、第28条関係）

1 施設使用料

名称	区分	金額（円）
大会議室	1室	200
小会議室	1室	100

実習室	1室	350
交流室	1室	450
多目的ホール	全面	300
体育館	全面	1,200
	1/2面	600
多目的広場	全面	400
	1/2面	200
	1/4面	100

備考

- 1 利用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 交流室又は多目的ホールを貸切りで利用しない場合の施設使用料は無料とする。
- 3 第9条ただし書の規定による市長が必要と認めた場合の施設使用料の額は、所定の施設使用料の額とする。ただし、利用時間が30分以下の場合、所定の施設使用料の額の5割に相当する額とする。
- 4 計算した施設使用料（割増使用料を加算する場合には当該割増使用料を合算した額）に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 割増使用料

利用区分	加算額
市外居住者の利用	市外（蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町を除く。）に住所を有するものは、当該施設使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
営利又は宣伝を目的とした利用	当該施設使用料に4を乗じて得た額を加算する。

備考 割増使用料の利用区分が重複する場合は、加算額の大きい方の額を施設使用料に加算するものとする。

議案第 4 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を一括して改正するため、条例を制定したく提案いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

- 第1章 総務（第1条）
- 第2章 厚生福祉（第2条）
- 第3章 建設（第3条・第4条）
- 附則

第1章 総務

（春日部市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市監査委員に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の8</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地公企法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法<u>第243条の2の8</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>（請求又は要求による監査）</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、<u>第243条の2の2</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）並びに地公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。</p> <p>2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに地公企法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法<u>第243条の2の2</u>第3項（地公企法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>

第2章 厚生福祉

(春日部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第203号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

第3章 建設

(春日部市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市下水道事業の設置等に関する条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(春日部市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第199号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2 第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に
伴い、定義の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 厚生福祉（第2条）

附則

第1章 総務

第1条 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条</p>	<p>（定義） 第2条</p>
<p>（5） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p>	
<p>（6） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p>	
<p>（個人番号の利用範囲）</p>	<p>（個人番号の利用範囲）</p>
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。</p>	<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。</p>
<p>3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。）で定める事務その他規則で定める事務を処理するために必要な限度で、利</p>	<p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。）で定める事務その他規則で定める事務を処理するために必要な限</p>

用特定個人情報で当該機関が保有するものであって、主務省令で定めるものその他規則で定める情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報で当該機関が保有するものであって、主務省令で定めるものその他規則で定める情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第2章 厚生福祉

第2条 春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
6 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険各法に基づく医療に関する給付の支給に関する情報又は住民票関係情報</u> であって規則で定めるもの	6 市長	春日部市こども医療費の助成に関する条例に基づくこども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>住民票関係情報又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の7に規定する他の法令に基づく給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの
7 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、</u> 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの	7 市長	春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例に基づくひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報</u> 又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等	10 市長	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例に基づく重度	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等

	心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	支援給付等の支給に関する情報、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療に関する給付の支給に関する情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの		心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	支援給付等の支給に関する情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
--	-------------------------------	--	--	-------------------------------	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

春日部市印鑑条例及び春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

春日部市印鑑条例及び春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

多機能端末機による証明書等の交付サービスの利用を促進するため、印鑑登録証明の申請及び交付の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市印鑑条例及び春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市印鑑条例の一部改正)

第1条 春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、<u>多機能端末機</u>（本市の電子計算機と通信回線により接続された<u>端末機</u>で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第3条第2号に掲げるサービスの提供を受けるために必要な情報が記録された住民基本台帳カード、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請及び交付)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、<u>民間端末機</u>（本市の電子計算機と通信回線により接続された<u>民間事業者が設置する端末機</u>で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により前条の規定による証明を受けようとするときは、春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第3条第2号に掲げるサービスの提供を受けるために必要な情報が記録された住民基本台帳カード、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

(春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引

かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 多機能端末機 本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。</p> <p>(利用目的)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 多機能端末機により住民票の写しを交付するサービス</p> <p>(2) 多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するサービス</p> <p>(3) 多機能端末機により税に関する証明書を交付するサービス</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(2) 民間端末機 本市の電子計算機と通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。</p> <p>(利用目的)</p> <p>第3条</p> <p>(1) 民間端末機により住民票の写しを交付するサービス</p> <p>(2) 民間端末機により印鑑登録証明書を交付するサービス</p> <p>(3) 民間端末機により税に関する証明書を交付するサービス</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(春日部市手数料条例の一部改正)

2 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例)</p> <p>2 令和4年12月20日から令和7年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは</p>	<p>附 則</p> <p>(民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例)</p> <p>2 令和4年12月20日から令和7年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは</p>

「10円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する**多機能端末機**により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき 10円）」とする。

別表第1（第2条関係）

市の条例等に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する 多機能端末機 により印鑑登録証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円）

別表第2（第2条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付	非課税証明手数料 課税証明手数料 納税証明手数料 その他市税に関する証明手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する 多機能端末機 により非課税証明書、課税証明書又は納税証明書の交付を受ける場合については、1件

「10円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する**民間端末機**により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき 10円）」とする。

別表第1（第2条関係）

市の条例等に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成23年条例第14号）第2条第2号に規定する 民間端末機 により印鑑登録証明書の交付を受ける場合については、1件につき 200円）

別表第2（第2条関係）

法令に基づく事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付	非課税証明手数料 課税証明手数料 納税証明手数料 その他市税に関する証明手数料	1件につき 300円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する 民間端末機 により非課税証明書、課税証明書又は納税証明書の交付を受ける場合については、1件に

(略)	(略)	につき 200円) (略)
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円(春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する 多機能端末機 により住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円)

(略)	(略)	つき 200円) (略)
住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	1件につき 300円(春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する 民間端末機 により住民票又は戸籍の附票の写しの交付を受ける場合については、1件につき 200円)

議案第 7 号

春日部市職員の給与に関する条例等の一部改正について

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

職員の給与の見直しに伴い、昇格・昇給の基準の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(昇格・昇給の基準)</p> <p>第4条</p> <p>8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。<u>ただし、60歳を超える職員に関する同項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。</u></p> <p>(期末手当)</p>	<p>(昇格・昇給の基準)</p> <p>第4条</p> <p>8 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「<u>2号給</u>」とする。</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第17条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>第17条</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>第18条</p> <p>2</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

(2) 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	202,400	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	203,800	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	205,200	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	206,600	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	208,000	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	209,700	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	211,400	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	212,900	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	214,400	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	216,200	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	217,900	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	219,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	221,100	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	222,600	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	224,100	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	225,600	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	226,800	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	228,200	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	229,600	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	231,000	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	232,400	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	234,000	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	235,500	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	236,900	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	238,100	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	239,700	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200

27	199,400	241,200	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	242,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	243,600	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	245,100	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	246,400	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	247,600	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	248,700	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	249,700	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	250,600	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	251,500	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	252,400	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	253,300	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	254,100	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	254,900	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	255,600	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	256,700	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	257,900	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	259,000	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	260,200	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	261,400	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,500
47	223,600	262,500	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	470,900
48	224,500	263,600	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	471,200
49	225,400	264,700	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	471,500
50	226,300	265,800	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	472,000
51	227,200	266,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	472,400
52	228,100	267,900	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	268,900	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	269,900	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	270,900	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	271,800	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	272,700	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	

58	232,600	273,600	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	274,500	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	275,400	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	276,300	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	277,200	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600	
63	235,800	278,100	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900	
64	236,300	279,000	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200	
65	236,800	280,000	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500	
66	237,300	281,000	330,000	368,700	385,000	406,500	447,900	
67	237,800	281,900	330,600	369,400	385,600	406,800	448,200	
68	238,400	282,800	331,300	370,000	386,200	407,100	448,500	
69	238,900	283,300	332,100	370,300	386,600	407,300	448,800	
70	239,400	284,000	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	284,700	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	285,600	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	286,600	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	287,400	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	288,200	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	289,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	289,700	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	290,200	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	290,600	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	291,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	291,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	291,500	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	291,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,000	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	292,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	292,400	340,500	379,200	392,300	412,000		
87	247,200	292,700	341,000	379,600	392,600	412,700		
88	247,600	292,900	341,400	380,000	392,800	413,300		

89	248,000	293,200	341,700	380,400	393,000	413,800		
90	248,500	293,500	342,100	380,900	393,300	414,500		
91	248,800	293,800	342,600	381,300	393,600	415,200		
92	249,100	294,100	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	294,400	343,200	382,000	394,000			
94		294,800	343,600	382,500	394,600			
95		295,100	344,100	382,900	395,300			
96		295,500	344,500	383,300	395,900			
97		295,700	344,700	383,600	396,400			
98		295,900	345,100	384,100	397,100			
99		296,200	345,500	384,500	397,800			
100		296,600	345,800	384,900				
101		296,800	346,100	385,200				
102		297,100	346,500	385,700				
103		297,500	346,900	386,100				
104		297,900	347,300	386,500				
105		298,100	347,800	386,800				
106		298,400	348,200	387,300				
107		298,800	348,600	387,700				
108		299,100	349,000					
109		299,300	349,500					
110		299,600	349,900					
111		300,000	350,200					
112		300,300	350,500					
113		300,500	351,000					
114		300,900	351,400					
115		301,300	351,700					
116		301,600	352,000					
117		301,800	352,500					
118		302,000	352,900					
119		302,300	353,200					

	120		302,700	353,500					
	121		302,900	354,000					
	122		303,100	354,400					
	123		303,400	354,700					
	124		303,700	355,000					
	125		304,100	355,500					
	126		304,300	355,900					
	127		304,600	356,200					
	128		304,900	356,500					
	129		305,200	357,000					
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第18条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位 円）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	195,000	234,800	262,100	278,800	316,400	356,200
	2	196,700	236,200	262,800	279,400	317,800	358,200
	3	198,300	237,600	263,600	280,300	319,200	360,200
	4	199,800	238,700	264,300	281,200	320,500	362,200
	5	201,200	239,800	265,100	282,100	321,300	364,100
	6	203,200	241,400	266,000	283,000	322,700	366,100
	7	205,300	243,100	266,800	283,900	324,100	368,200
	8	207,300	244,500	267,700	284,800	325,600	370,200
	9	211,000	245,700	272,400	285,800	326,700	371,900
	10	212,900	247,000	273,300	286,800	328,000	374,000
	11	214,900	248,400	274,100	287,800	329,300	376,100
	12	216,800	249,700	274,900	288,900	330,600	378,100
	13	218,800	253,600	275,400	293,800	334,500	380,000
	14	220,600	255,000	276,300	295,300	336,000	381,600
	15	222,400	256,500	277,000	296,900	337,400	383,400
	16	224,100	257,900	277,900	298,500	338,900	385,200
	17	225,800	259,100	278,800	299,800	340,400	386,900
	18	227,200	259,900	279,400	301,500	341,900	388,600
	19	228,500	260,700	280,300	303,100	343,400	390,500
	20	229,400	261,400	281,200	304,700	344,900	392,200
	21	230,800	262,100	282,100	306,300	346,500	393,900
	22	231,800	262,800	283,000	307,700	348,100	395,600
	23	232,800	263,600	283,900	308,900	349,600	397,400
	24	233,700	264,300	284,800	310,200	351,100	399,100
	25	234,800	265,100	285,800	311,400	352,300	400,700
	26	236,200	266,000	286,800	313,000	353,800	402,400

27	237,600	266,800	287,800	314,600	355,300	404,200
28	238,700	267,700	288,900	316,200	356,700	406,000
29	239,800	268,200	290,200	317,700	358,100	407,500
30	241,400	269,000	291,600	319,200	359,100	409,000
31	243,100	269,800	292,800	320,700	360,500	410,500
32	244,500	270,600	294,000	322,100	361,800	411,800
33	245,700	271,300	295,100	323,500	363,100	412,900
34	247,000	272,000	296,500	324,900	364,500	414,000
35	248,400	272,700	297,900	326,400	365,800	415,100
36	249,700	273,500	299,300	327,800	367,100	416,300
37	251,100	278,800	300,300	329,200	368,600	417,600
38	252,100	279,400	301,600	330,600	369,800	418,700
39	252,900	280,300	302,900	332,000	370,900	419,900
40	253,600	281,200	304,100	333,400	372,100	421,000
41	259,100	282,100	305,300	334,500	373,200	422,200
42	259,900	283,000	306,700	336,000	374,100	423,200
43	260,700	283,900	308,100	337,400	375,100	424,300
44	261,400	284,800	309,500	338,900	376,000	425,400
45	262,100	285,800	310,800	340,400	376,600	426,500
46	262,800	286,800	312,100	341,900	377,400	427,400
47	263,600	287,800	313,500	343,400	378,200	428,300
48	264,300	288,900	314,900	344,900	379,000	429,200
49	265,100	293,800	317,700	346,500	379,700	430,100
50	266,000	295,300	319,200	348,100	380,400	431,000
51	266,800	296,900	320,700	349,600	381,200	431,900
52	267,700	298,500	322,100	351,100	381,900	432,800
53	268,200	299,800	323,500	352,300	382,500	433,600
54	269,000	301,500	324,900	353,800	383,100	434,400
55	269,800	303,100	326,400	355,300	383,800	435,200
56	270,600	304,700	327,800	356,700	384,400	436,000
57	271,300	306,300	329,200	358,100	385,100	436,700

58	272,000	307,700	330,600	359,100	385,600	437,500
59	272,700	308,900	332,000	360,500	386,200	438,300
60	273,500	310,200	333,400	361,800	386,700	439,100
61	274,300	311,400	334,500	363,100	387,100	439,800
62	275,000	313,000	336,000	364,500	387,700	440,600
63	275,800	314,600	337,400	365,800	388,200	441,400
64	276,600	316,200	338,900	367,100	388,500	442,100
65	277,600	317,700	340,400	368,600	388,800	442,900
66	278,700	319,200	341,900	369,800	389,300	443,700
67	280,100	320,700	343,400	370,900	389,700	444,500
68	281,300	322,100	344,900	372,100	390,000	445,200
69	282,500	323,500	346,500	373,200	390,300	446,000
70	283,800	324,900	348,100	374,100	390,800	446,800
71	284,900	326,400	349,600	375,100	391,300	447,600
72	286,100	327,800	351,100	376,000	391,700	448,300
73	287,500	329,200	352,300	376,600	392,000	449,100
74	288,600	330,600	353,800	377,400	392,400	449,900
75	289,700	332,000	355,300	378,200	392,900	450,700
76	290,700	333,400	356,700	379,000	393,300	451,400
77	291,700	334,500	358,100	379,700	393,700	452,200
78	292,900	336,000	359,100	380,400	394,200	453,000
79	294,100	337,400	360,500	381,200	394,700	453,700
80	295,300	338,900	361,800	381,900	395,200	454,500
81	296,400	340,400	363,100	382,500	395,700	455,300
82	297,700	341,900	364,500	383,100	396,200	456,100
83	299,000	343,400	365,800	383,800	396,700	456,800
84	300,200	344,900	367,100	384,400	397,200	457,600
85	301,300	346,500	368,600	385,100	397,700	458,400
86	302,500	348,100	369,800	385,600	398,200	459,200
87	303,700	349,600	370,900	386,200	398,700	459,900
88	305,000	351,100	372,100	386,700	399,200	460,700

89	306,400	352,300	373,200	387,100	399,700	461,500
90	307,700			387,700	400,200	
91	309,000			388,200	400,700	
92	310,200			388,500	401,200	
93	311,000			388,800	401,700	
94	312,200			389,300	402,200	
95	313,400			389,700	402,700	
96	314,800			390,000	403,200	
97	315,900			390,300	403,700	
98	317,200			390,800	404,200	
99	318,400			391,300	404,700	
100	319,600			391,700	405,200	
101	320,800			392,000	405,700	
102	322,100			392,400	406,200	
103	323,300			392,900	406,700	
104	324,500			393,300	407,200	
105	325,200			393,700	407,700	
106	326,300			394,100	408,200	
107	327,400			394,600	408,700	
108	328,300			395,100	409,200	
109	329,400			395,500	409,700	
110	330,100			396,000	410,200	
111	331,200			396,500	410,700	
112	332,300			397,000	411,200	
113	333,400			397,400	411,700	
114	334,600			397,900		
115	335,700			398,400		
116	336,800			398,900		
117	337,900			399,300		
118	339,000			399,800		
119	340,000			400,300		

120	341,100			400,800		
121	342,000			401,200		
122	343,000			401,700		
123	343,900			402,200		
124	344,900			402,700		
125	345,800			403,100		
126	346,600					
127	347,400					
128	348,200					
129	348,800					
130	349,400					
131	350,100					
132	350,700					
133	351,100					
134	351,500					
135	352,000					
136	352,400					
137	352,900					
138	353,300					
139	353,800					
140	354,200					
141	354,500					
142	355,000					
143	355,400					
144	355,700					
145	356,200					
146	356,700					
147	357,200					
148	357,700					
149	358,200					
150	358,700					

151	359,200					
152	359,600					
153	360,000					
154	360,400					
155	360,900					
156	361,400					
157	361,800					
158	362,300					
159	362,800					
160	363,300					
161	363,600					
162	364,100					
163	364,600					
164	365,100					
165	365,400					
166	365,900					
167	366,400					
168	366,900					
169	367,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、看護専門学校に勤務する保健師、助産師及び看護師に適用する。

(春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条		(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	<u>380,000</u>	1	<u>376,000</u>
2	<u>427,000</u>	2	<u>422,000</u>
3	<u>477,000</u>	3	<u>472,000</u>
4	<u>539,000</u>	4	<u>533,000</u>
5	<u>615,000</u>	5	<u>608,000</u>

(2) 別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員給料表

（単位 円）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	176,100	187,300	202,400
2	177,600	189,600	203,800
3	179,100	191,800	205,200
4	180,700	194,000	206,600
5	181,800	196,200	208,000
6	183,200	197,900	209,700
7	184,600	199,400	211,400
8	186,000	200,900	212,900
9	187,300	202,400	214,400
10	189,600	203,800	216,200
11	191,800	205,200	217,900
12	194,000	206,600	219,600
13	196,200	208,000	221,100
14	197,900	209,700	222,600
15	199,400	211,400	224,100
16	200,900	212,900	225,600
17	202,400	214,400	226,800

(春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（令和元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)</p> <p>第20条</p> <p>4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」とする。ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)</p> <p>第20条</p> <p>4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの例による。この場合において、給与条例第17条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」とする。ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>

第4条 春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第17条 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬（次条に規定する基本報酬並びに春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員に支給される超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当（以下「超過勤務手当等」という。）に相当する報酬をいう。以下同じ。）<u>、期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)</p> <p>第20条</p> <p>4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの<u>例による</u>。ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の給与の種類)</p> <p>第17条 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬（次条に規定する基本報酬並びに春日部市職員の給与に関する条例（平成17年条例第52号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員に支給される超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当（以下「超過勤務手当等」という。）に相当する報酬をいう。以下同じ。）<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給)</p> <p>第20条</p> <p>4 期末手当は、給与条例第17条から第17条の3までの<u>例による</u>。この場合において、<u>給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の130」とする</u>。ただし、任期が6か月</p>

<p>5 勤勉手当は、給与条例第18条の例による。ただし、任期が6か月未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>	<p>未満の者その他の者で任命権者が定めるものにあつては、この限りでない。</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定中第4条第8項の改正規定及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第2条の規定による改正後の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項及び別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）第20条第4項の規定は、令和5年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日部市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第2条の規定による改正前の春日部市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 8 号

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市議会議員の期末手当の規定を改正したく提案いたします。

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の春日部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 9 号

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する
条例の一部改正について

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例
の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市長等の期末手当の規定を改正したく提案いたします。

春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日部市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の春日部市特別職の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第10号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 令和4年12月20日から令和7年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき10円）」とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3</td> <td style="vertical-align: top;">戸籍謄抄本手数料</td> <td style="vertical-align: top;">1通につき 450円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3	戸籍謄抄本手数料	1通につき 450円	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（民間端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）</p> <p>2 令和4年12月20日から令和7年3月31日までの間、別表第1春日部市印鑑条例（平成17年条例第22号）第11条第3項の規定による印鑑登録証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、別表第2地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による徴収金に関する事項に係る証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表住民基本台帳法第12条第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第20条第1項、第3項及び第4項の規定による住民票若しくは戸籍の附票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の項中「200円」とあるのは「10円」と、同表戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「450円」とあるのは「450円（春日部市住民基本台帳カードの利用に関する条例第2条第2号に規定する民間端末機により戸籍謄抄本の交付を受ける場合については、1通につき10円）」とする。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3</td> <td style="vertical-align: top;">戸籍謄抄本手数料</td> <td style="vertical-align: top;">1通につき 450円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3	戸籍謄抄本手数料	1通につき 450円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額											
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3	戸籍謄抄本手数料	1通につき 450円											
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額											
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3	戸籍謄抄本手数料	1通につき 450円											

項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定による戸籍証明書

戸籍法第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付

戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定める

戸籍に記載した事項に関する証明手数料

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料

1件につき 350円

1件につき 400円

項及び第5項の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

戸籍法第10条第1項並びに第10条の2第1項、第3項及び第5項の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付

戸籍に記載した事項に関する証明手数料

1件につき 350円

ものに限る。
 以下この項に
 おいて同じ。)
 により戸籍電
 子証明書提供
 用識別符号の
 発行を行う場
 合（当該発行
 に係る戸籍電
 子証明書の請
 求が同条第1
 項の規定によ
 り同項に規定
 する電子情報
 処理組織を使
 用する方法に
 より行われた
 場合に限る。)
 における当該
 発行及び戸籍
 電子証明書提
 供用識別符号
 の発行に係る
 戸籍電子証明
 書の請求を行
 う者が同時に
 当該戸籍電子
 証明書が証明
 する事項と同
 一の事項を証
 明する戸籍の
 謄本若しくは
 抄本又は戸籍
 証明書の請求
 を行う場合に
 おける当該発
 行を除く。）

戸籍法第12条 の2の規定に よる除かれた 戸籍の謄本若 しくは抄本の 交付又は同法 第120条第1	除籍謄抄 本手数料	1 通につき 円	750
--	--------------	-------------	-----

戸籍法第12条 の2の規定に よる除かれた 戸籍の謄本若 しくは抄本の 交付又は同法 第120条第1	除籍謄抄 本手数料	1 通につき 円	750
--	--------------	-------------	-----

項若しくは第120条の2第1項の規定による除籍証明書	の交付		
戸籍法第12条の2の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	450円
戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料	1件につき	700円
<p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る</p>			

項の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に登録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付			
戸籍法第12条の2の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	450円

除籍電子証明書
の請求が同
条第1項の規
定により同項
に規定する電
子情報処理組
織を使用する
方法により行
われた場合に
限る。)にお
ける当該発行
及び除籍電子
証明書提供用
識別符号の発
行に係る除籍
電子証明書の
請求を行う者
が同時に当該
除籍電子証明
書が証明する
事項と同一の
事項を証明す
る除かれた戸
籍の謄本若し
くは抄本又は
除籍証明書の
請求を行う場
合における当
該発行を除
く。)

戸籍法第48条
第1項（同法
第117条にお
いて準用する
場合を含む。）
の規定による
届出若しくは
申請の受理の
証明書の交
付、同法第48
条第2項（同
法第117条に
おいて準用す
る場合を含

届出・申請
の受理又
は届書そ
の他の書
類の記載
事項の証
明手数料

1通につき 350
円
婚姻、離婚、養子
縁組、養子離縁又
は認知の届出の
受理については、
請求により法務
省令で定める様
式による上質紙
を用いる場合
1通につき
1,400円

戸籍法第48条
第1項（同法
第117条にお
いて準用する
場合を含む。）
の規定による
届出若しくは
申請の受理の
証明書の交付
又は同法第48
条第2項（同
法第117条に
おいて準用す
る場合を含

届出・申請
の受理又
は届書そ
の他の書
類の記載
事項の証
明手数料

1通につき 350
円
婚姻、離婚、養子
縁組、養子離縁又
は認知の届出の
受理については、
請求により法務
省令で定める様
式による上質紙
を用いる場合
1通につき
1,400円

<p>む。)の規定による届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の<u>交付又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付</u></p>			<p>む。)の規定による届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の<u>交付</u></p>		
<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市町村長の受理した書類の<u>閲覧又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u></p>	<p>届出その他の書類の閲覧手数料</p>	<p>1件につき 350円</p>	<p>戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市町村長の受理した書類の<u>閲覧</u></p>	<p>届出その他の書類の閲覧手数料</p>	<p>1件につき 350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 1 1 号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正等に伴い、別表第 2 の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 総務

第1条 春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数 が10以下のもの 1件につき 39,000円	消防法第11条第1項前段の規定による製造所等の設置の許可	危険物施設設置許可申請手数料	製造所 指定数量の倍数 が10以下のもの 1件につき 39,000円
		指定数量の倍数 が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円			指定数量の倍数 が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円
		指定数量の倍数 が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円			指定数量の倍数 が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円
		指定数量の倍数 が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円			指定数量の倍数 が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円
		指定数量の倍数 が200を超えるもの 1件につき 92,000円			指定数量の倍数 が200を超えるもの 1件につき 92,000円

貯蔵所
 屋内貯蔵所
 指定数量の倍数
 が10以下のもの
 1件につき
 20,000円
 指定数量の倍数
 が10を超え50以
 下のもの 1件
 につき 26,000
 円
 指定数量の倍数
 が50を超え100以
 下のもの 1件
 につき 39,000
 円
 指定数量の倍数
 が100を超え200
 以下のもの 1
 件につき
 52,000円
 指定数量の倍数
 が200を超えるも
 の 1件につき
 66,000円
 屋外タンク貯蔵
 所(特定屋外タン
 ク貯蔵所、準特定
 屋外タンク貯蔵
 所及び岩盤タン
 クに係る屋外タ
 ンク貯蔵所を除
 く。)
 指定数量の倍数
 が100以下のもの
 1件につき
 20,000円
 指定数量の倍数
 が100を超え
 10,000以下のも
 の 1件につき
 26,000円
 指定数量の倍数
 が10,000を超え

貯蔵所
 屋内貯蔵所
 指定数量の倍数
 が10以下のもの
 1件につき
 20,000円
 指定数量の倍数
 が10を超え50以
 下のもの 1件
 につき 26,000
 円
 指定数量の倍数
 が50を超え100以
 下のもの 1件
 につき 39,000
 円
 指定数量の倍数
 が100を超え200
 以下のもの 1
 件につき
 52,000円
 指定数量の倍数
 が200を超えるも
 の 1件につき
 66,000円
 屋外タンク貯蔵
 所(特定屋外タン
 ク貯蔵所、準特定
 屋外タンク貯蔵
 所及び岩盤タン
 クに係る屋外タ
 ンク貯蔵所を除
 く。)
 指定数量の倍数
 が100以下のもの
 1件につき
 20,000円
 指定数量の倍数
 が100を超え
 10,000以下のも
 の 1件につき
 26,000円
 指定数量の倍数
 が10,000を超え

るもの 1 件につき 39,000円
 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
 1 件につき
 570,000円
 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
 危険物の貯蔵最大数量が1,000
 k ℓ 以上5,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
 880,000円
 危険物の貯蔵最大数量が5,000
 k ℓ 以上10,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
 1,070,000円
 危険物の貯蔵最大数量が10,000
 k ℓ 以上50,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
 1,200,000円

るもの 1 件につき 39,000円
 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
 1 件につき
 570,000円
 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)
 危険物の貯蔵最大数量が1,000
 k ℓ 以上5,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
 880,000円
 危険物の貯蔵最大数量が5,000
 k ℓ 以上10,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
 1,070,000円
 危険物の貯蔵最大数量が10,000
 k ℓ 以上50,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
 1,200,000円

危険物の貯蔵最大数量が50,000
k₁以上100,000
k₁未満のもの
1件につき
1,520,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000
k₁以上200,000
k₁未満のもの
1件につき
1,780,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000
k₁以上300,000
k₁未満のもの
1件につき
4,070,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000
k₁以上400,000
k₁未満のもの
1件につき
5,340,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000
k₁以上のもの
1件につき
6,490,000円

浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000

危険物の貯蔵最大数量が50,000
k₁以上100,000
k₁未満のもの
1件につき
1,520,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000
k₁以上200,000
k₁未満のもの
1件につき
1,780,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000
k₁以上300,000
k₁未満のもの
1件につき
4,070,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000
k₁以上400,000
k₁未満のもの
1件につき
5,340,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000
k₁以上のもの
1件につき
6,490,000円

浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所

危険物の貯蔵最大数量が1,000

k ℓ 以上5,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,450,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が5,000
 k ℓ 以上10,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,720,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が10,000
 k ℓ 以上50,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,920,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が50,000
 k ℓ 以上100,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
2,360,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が100,000
 k ℓ 以上200,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
2,740,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が200,000
 k ℓ 以上300,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
5,640,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が300,000
 k ℓ 以上400,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
7,240,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が400,000
 k ℓ 以上のもの
 1 件につき

k ℓ 以上5,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,180,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が5,000
 k ℓ 以上10,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,410,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が10,000
 k ℓ 以上50,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,590,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が50,000
 k ℓ 以上100,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
1,950,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が100,000
 k ℓ 以上200,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
2,270,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が200,000
 k ℓ 以上300,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
4,550,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が300,000
 k ℓ 以上400,000
 k ℓ 未満のもの
 1 件につき
5,820,000円
 危険物の貯蔵最
 大数量が400,000
 k ℓ 以上のもの
 1 件につき

8,790,000円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所
危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ未満のもの
1件につき
5,930,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上500,000kℓ未満のもの
1件につき
7,470,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000kℓ以上のもの
1件につき
10,900,000円
屋内タンク貯蔵所
1件につき
26,000円
地下タンク貯蔵所
指定数量の倍数が100以下のもの
1件につき
26,000円
指定数量の倍数が100を超えるもの
1件につき
39,000円
簡易タンク貯蔵所
1件につき
13,000円
移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306

7,070,000円
岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所
危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ未満のもの
1件につき
5,930,000円
危険物の貯蔵最大数量が400,000kℓ以上500,000kℓ未満のもの
1件につき
7,470,000円
危険物の貯蔵最大数量が500,000kℓ以上のもの
1件につき
10,900,000円
屋内タンク貯蔵所
1件につき
26,000円
地下タンク貯蔵所
指定数量の倍数が100以下のもの
1件につき
26,000円
指定数量の倍数が100を超えるもの
1件につき
39,000円
簡易タンク貯蔵所
1件につき
13,000円
移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306

号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。) 1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円
屋外貯蔵所 1件につき 13,000円
取扱所
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 1件につき 52,000円
屋内給油取扱所 1件につき 66,000円
第1種販売取扱所 1件につき 26,000円
第2種販売取扱所 1件につき 33,000円
移送取扱所
危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。)が15

号)第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く。) 1件につき 26,000円
積載式移動タンク貯蔵所及び危険物の規制に関する政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所 1件につき 39,000円
屋外貯蔵所 1件につき 13,000円
取扱所
給油取扱所(屋内給油取扱所を除く。) 1件につき 52,000円
屋内給油取扱所 1件につき 66,000円
第1種販売取扱所 1件につき 26,000円
第2種販売取扱所 1件につき 33,000円
移送取扱所
危険物を移送するための配管の延長(当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。)が15

km以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のものを除く。)

1件につき
21,000円

危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所

1件につき
87,000円

危険物を移送するための配管の延長が15kmを超える移送取扱所
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

一般取扱所
指定数量の倍数が10以下のもの

1件につき
39,000円

指定数量の倍数

km以下の移送取扱所(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上のものを除く。)

1件につき
21,000円

危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95MPa以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7km以上15km以下の移送取扱所

1件につき
87,000円

危険物を移送するための配管の延長が15kmを超える移送取扱所
87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15km又は15kmに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた金額

一般取扱所
指定数量の倍数が10以下のもの

1件につき
39,000円

指定数量の倍数

	が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円		が10を超え50以下のもの 1件につき 52,000円
	指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 1件につき 66,000円
	指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 1件につき 77,000円
	指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 92,000円		指定数量の倍数が200を超えるもの 1件につき 92,000円

第2章 建設

第2条 春日部市手数料条例の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第87条の3第7項の規定による用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 160,000円	建築基準法第87条の3第7項の規定による用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 160,000円
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規	既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道	1件につき 27,000円			

定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	
建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円

建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
--	-----------------------------	------------------

(略) (略) (略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1
---	----------------------	--

--	--	--

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
--	-----------------------------	------------------

(略) (略) (略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第12条第1項若しくは第2項又は第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項
--	----------------------	---

項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に

の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第

12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

ア 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更_{に該当している}ことを証する書面の交付の申請に対

		<p>対する審査の項において同じ。)が300㎡未満のもの 11,000円</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(1(1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(1(2)に掲げる場合を除く。)</p>			<p>する審査の項において同じ。)が300㎡未満のもの 11,000円</p> <p>(2) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合(1(1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>3 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合(1(2)に掲げる場合を除く。)</p>	
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合し</p>		<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上計画認定申請手数料</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条第1項各号に掲げる基準に適合して</p>

ギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

ていることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(2)

ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イからエまで)及び2(2)並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1(2)及び2(2)において同じ。)が

一消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

いることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

(2)

ア 床面積の合計(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。イからエまで)及び2(2)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)の項1(2)及び2(2)並びに建築物のエネルギー消費性能

		300㎡未満のもの 11,000円				<u>の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項1(2)、2(2)及び3(2)において同じ。)</u> が300㎡未満のもの 11,000円
<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額 1 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が30㎡以内のもの 7,000円 (2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの 14,000円	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前項に規定する合算して得た金額に、次の1に定める額を加算し、次の2又は3に掲げる場合はそれぞれ当該2又は3に定める額を更に加算して得た金額 1 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (1) 床面積の合計が30㎡以内のもの 7,000円 (2) 床面積の合計が30㎡を超え100㎡以内のもの 14,000円	

(3) 床面積
の合計が100
㎡を超え200
㎡以内のも
の 24,000
円

(4) 床面積
の合計が200
㎡を超え500
㎡以内のも
の 31,000
円

(5) 床面積
の合計が500
㎡を超え
1,000㎡以内
のもの
58,000円

(6) 床面積
の合計が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
内のもの
78,000円

(7) 床面積
の合計が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以内のもの
235,000円

(8) 床面積
の合計が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以内のも
の 420,000
円

(9) 床面積
の合計が
50,000㎡を
超えるもの
777,000円

2 建築基準法
第87条の4の

(3) 床面積
の合計が100
㎡を超え200
㎡以内のも
の 24,000
円

(4) 床面積
の合計が200
㎡を超え500
㎡以内のも
の 31,000
円

(5) 床面積
の合計が500
㎡を超え
1,000㎡以内
のもの
58,000円

(6) 床面積
の合計が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
内のもの
78,000円

(7) 床面積
の合計が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以内のもの
235,000円

(8) 床面積
の合計が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以内のも
の 420,000
円

(9) 床面積
の合計が
50,000㎡を
超えるもの
777,000円

2 建築基準法
第87条の4の

昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 昇降機を設置するもの((2)に掲げるものを除く。) 1基につき 14,000円
(小荷物専用昇降機については、5,000円)

(2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基につき 7,000円
(小荷物専用昇降機については、4,000円)

3 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 昇降機を設置するもの((2)に掲げるものを除く。) 1基につき 14,000円
(小荷物専用昇降機については、5,000円)

(2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基につき 7,000円
(小荷物専用昇降機については、4,000円)

3 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(1) 判定対象床面積が
1,000㎡以内
のもの
ア イ以外
のもの
174,600円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
120,700
円

(2) 判定対象床面積が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
内のもの
ア イ以外
のもの
232,900円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
150,400
円

(3) 判定対象床面積が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以内のもの
ア イ以外
のもの
267,000円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ

(1) 判定対象床面積が
1,000㎡以内
のもの
ア イ以外
のもの
174,600円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
120,700
円

(2) 判定対象床面積が
1,000㎡を超
え2,000㎡以
内のもの
ア イ以外
のもの
232,900円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
150,400
円

(3) 判定対象床面積が
2,000㎡を超
え10,000㎡
以内のもの
ア イ以外
のもの
267,000円
イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ

		<p>れるもの 164,700 円</p> <p>(4) 判定対象床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの</p> <p>ア イ以外のもの 352,800円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 208,700 円</p> <p>(5) 判定対象床面積が50,000㎡を超えるもの</p> <p>ア イ以外のもの 648,700円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 353,900 円</p>			<p>れるもの 164,700 円</p> <p>(4) 判定対象床面積が10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの</p> <p>ア イ以外のもの 352,800円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 208,700 円</p> <p>(5) 判定対象床面積が50,000㎡を超えるもの</p> <p>ア イ以外のもの 648,700円</p> <p>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 353,900 円</p>
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u></p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する</u></p>

更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

る法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄に定める額とする。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に

の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）

法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項手数料の額の欄に定める額とする。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査

建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査の項手数料の額の欄1の額に、前項に規定する合算して得た金額を加算し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する

		<p><u>関する法律第34</u> <u>条第1項の規定</u> <u>に基づく建築物</u> <u>エネルギー消費</u> <u>性能向上計画の</u> <u>認定の申請(同法</u> <u>第35条第2項の</u> <u>規定による申出</u> <u>を伴う申請に限</u> <u>る。)に対する審</u> <u>査の項手数料の</u> <u>額の欄2又は3</u> <u>に掲げる場合は</u> <u>それぞれ当該2</u> <u>又は3に定める</u> <u>額を更に加算し</u> <u>て得た金額</u></p>			<p><u>法律第34条第1</u> <u>項の規定に基づ</u> <u>く建築物エネル</u> <u>ギー消費性能向</u> <u>上計画の認定の</u> <u>申請(同法第35</u> <u>条第2項の規定</u> <u>による申出を伴</u> <u>う申請に限る。)</u> <u>に対する審査の</u> <u>項手数料の額の</u> <u>欄2又は3に掲</u> <u>げる場合はそれ</u> <u>ぞれ当該2又は</u> <u>3に定める額を</u> <u>更に加算して得</u> <u>た金額</u></p>
<p><u>建築物のエネ</u> <u>ルギー消費性</u> <u>能の向上等に</u> <u>関する法律第</u> <u>41条第1項の</u> <u>規定に基づく</u> <u>建築物エネル</u> <u>ギー消費性能</u> <u>に係る認定の</u> <u>申請に対する</u> <u>審査</u></p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 認定申請 手数料</p>	<p>1 <u>建築物のエ</u> <u>ネルギー消費</u> <u>性能の向上等</u> <u>に関する法律</u> <u>第2条第1項</u> <u>第3号に掲げ</u> <u>る基準に適合</u> <u>していること</u> <u>を示す書類又</u> <u>はこれに類す</u> <u>る書類として</u> <u>市長が別に定</u> <u>めるものが提</u> <u>出された場合</u> <u>(2)</u> ア 床面積 <u>の合計(市</u> <u>長が別に</u> <u>定める建</u> <u>築物につ</u> <u>いては、共</u> <u>用部分の</u> <u>床面積を</u> <u>除く。イか</u> <u>らエまで、</u> <u>2(2)及</u> <u>び3(2)</u> <u>において</u></p>	<p><u>建築物のエネ</u> <u>ルギー消費性</u> <u>能の向上に関</u> <u>する法律第41</u> <u>条第1項の規</u> <u>定に基づく建</u> <u>築物エネルギ</u> <u>ー消費性能に</u> <u>係る認定の申</u> <u>請に対する審</u> <u>査</u></p>	<p>建築物エ ネルギー 消費性能 認定申請 手数料</p>	<p>1 <u>建築物のエ</u> <u>ネルギー消費</u> <u>性能の向上に</u> <u>関する法律第</u> <u>2条第3号に</u> <u>掲げる基準に</u> <u>適合している</u> <u>ことを示す書</u> <u>類又はこれに</u> <u>類する書類と</u> <u>して市長が別</u> <u>に定めるもの</u> <u>が提出された</u> <u>場合</u> <u>(2)</u> ア 床面積 <u>の合計が</u> <u>300㎡未満</u> <u>のもの</u> <u>11,000円</u></p>

		同じ。)が 300㎡未満 のもの 11,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更 該当証明書 交付申請手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

別表第4（第2条関係）

公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿及び図面の写し	(略)	(略)
	建築計画概要書の写し	1件につき 400円
	築造計画概要書の写し	
	定期調査報告概要書の写し	
	定期検査報告概要書の写し	
	建築基準法令による処分等の概要	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画 軽微変更 該当証明書 交付申請手数料	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

別表第4（第2条関係）

公簿、公文書に基づく証明及び公簿の閲覧手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
公簿及び図面の写し	(略)	(略)
	建築計画概要書の写し	1件につき 400円
	築造計画概要書の写し	
	定期調査報告概要書の写し	
	定期検査報告概要書の写し	
	建築基準法令による処分等の概要	

<p>書の写し <u>全体計画概 要書の写し</u></p> <p>指定道路調 書の写し</p>	<p>書の写し <u>全体計画概 要書の写し 道路位置指 定図面の写 し</u></p> <p>指定道路調 書の写し</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市手数料条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第12号

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び春日部市市営住宅条例の一部
改正について

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び春日部市市営住宅条例の一部を別
紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、定義の規定
等を改正したく提案いたします。

春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び春日部市市営住宅条例の一部を改正する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 厚生福祉

（春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（定義） 第2条 2 （6） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）<u>第10条第1項又は第10条の2</u>の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p>	<p>（定義） 第2条 2 （6） 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）<u>第10条第1項</u>の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童</p>

第2章 建設

（春日部市市営住宅条例の一部改正）

第2条 春日部市市営住宅条例（平成17年条例第142号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（入居者の資格） 第6条 （1） ケ （イ） 配偶者暴力防止等法<u>第10条第1項又は第10条の2</u>（配偶者暴力防止等法第28</p>	<p>（入居者の資格） 第6条 （1） ケ （イ） 配偶者暴力防止等法<u>第10条第1項</u>（配偶者暴力防止等法第28条の2におい</p>

条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

て読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第13号

春日部市介護保険条例の一部改正について

春日部市介護保険条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

介護保険事業計画の見直し等に伴い、委員の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号（以下「改正前の項等」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項等を当該改正後の項等とする。
- (2) 次の表中、改正後の項等に対応する改正前の項等が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(委員)	(委員)
第3条 認定審査会は、委員 <u>60人</u> をもって組織する。	第3条 認定審査会は、委員 <u>50人</u> をもって組織する。
(審査判定委員会)	(審査判定委員会)
第6条	第6条
2	2
(11) 第11審査判定委員会	
(12) 第12審査判定委員会	
(保険料率等)	(保険料率等)
第12条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第12条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34,390円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>32,400円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>44,220円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,120円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,380円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,360円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>68,040円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,320円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,600円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64,800円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,720円</u>	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>77,760円</u>
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）	イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）

に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 98,280円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 113,400円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 128,520円
ア 合計所得金額が420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 143,640円
ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 158,760円
ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ 又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 84,240円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ 又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,200円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ 又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 110,160円
ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)) 又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 116,640円
ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

いもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 173,880円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 181,440円

ア 合計所得金額が860万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 189,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者

196,560円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,540円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における

(11) 前各号のいずれにも該当しない者

123,120円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,440円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における

<p>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,540円</u>」とあるのは、「<u>29,100円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,540円」とあるのは、「48,000円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(延滞金)</p>	<p>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,440円</u>」とあるのは、「<u>25,920円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,440円」とあるのは、「42,120円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(延滞金)</p>
<p>第16条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる保険料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。</p> <p>4 第1項の延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第16条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（ただし、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</u></p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、令和6年度分以後の年度分の介護保険料について適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の第16条の規定は、延滞金のうち令和6年4月1日以後の期間に対応するもの

について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第14号

春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、基本方針の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(平成30年条例第4号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号(以下「改正前の項又は号」という。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号(以下「改正後の項又は号」という。)の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項又は号を当該改正後の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正後の項又は号に対応する改正前の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(基本方針)	(基本方針)
第2条	第2条
4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、 <u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u> 、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。	4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、 <u>市町村</u> 、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第4条	第4条
2 前項に規定する員数の基準は、利用者の <u>数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において</u>	2 前項に規定する員数の基準は、利用者の <u>数が35</u> 又はその端数を増すごとに1とする。

指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44又はその端数を増すごとに1とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条

- 3
(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（管理者）

第5条

- 3
(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 (略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、**第8項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 (略)

7 **第5項**第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

8 指定居宅介護支援事業者は、**第5項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又は

なければならない。

3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、**第6項**で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 (略)

6 **第4項**第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、**第4項**の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又は

その家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) **第5項**各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

9 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

(15)

ア 少なくとも1月に**1回**、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

その家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) **第4項**各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

8 (略)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師**若しくは歯科医師**又は薬剤師に提供するものとする。

(15)

ア 少なくとも1月に**1回**、**利用者の居宅を訪問し**、利用者に面接すること。

- (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ (略)

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。次号において「指定居宅介護支援等基準」という。) 第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(同号に規定する厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等基準第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければなら

イ (略)

(20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければなら

ばならない。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条

2

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第28号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(掲示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第31条

2

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条(前条において準用する場合を含む。))及び第15条第28号(前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい

う。)により行うことができる。

(春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(基本方針) 第2条 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、 <u>市町村(特別区を含む。以下同じ。)</u> 、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。	(基本方針) 第2条 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、 市 、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
(従業者の員数) 第4条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u> は、当該指定に係る 事業所 ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。	(従業者の員数) 第4条 指定介護予防支援事業者 は、当該指定に係る 事業所 （以下「 指定介護予防支援事業所 」 という。 ）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指

(管理者)

第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者

<p>定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならぬ。</p>	<p>（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>
<p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、<u>担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、<u>担当職員</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p>
<p>4 （2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 （利用料等の受領）</p>	<p>4 （2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 （利用料等の受領）</p>
<p>第12条</p>	<p>第12条</p>
<p>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</p>	
<p>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 （保険給付の請求のための証明書の交付）</p>	<p>（保険給付の請求のための証明書の交付）</p>
<p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条第1項</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託）</p>	<p>第13条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について<u>前条</u>の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。 （指定介護予防支援の業務の委託）</p>
<p>第14条 <u>地域包括支援センターの設置者である指</u></p>	<p>第14条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の</p>

指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の**規定（第32条第29号の規定を除く。）**を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、**市町村**（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、**市町村**（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に関する**市町村**への通知)

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を**市町村**に通知しなければならない。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**（以下この条において単に「重要事項」とい

23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、この章及び次章の**規定**を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定介護予防支援事業者は、毎月、**市**（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、**市**（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に関する**市**への通知)

第17条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を**市**に通知しなければならない。

(掲示)

第23条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項**を掲示しなければならない。

<p>う。)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</p> <p>(苦情処理)</p>	<p>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(苦情処理)</p>
<p>第27条</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p>	<p>第27条</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p>
<p>第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>第28条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>
<p>第30条</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p>エ 第32条第15号の規定による評価の結果の記録</p> <p>(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第17条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 第27条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>	<p>第30条</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p>エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録</p> <p>(3) 第17条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>

(6) 第28条第2項の規定による事故の状況及び
び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(16)

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者
に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者
に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受け
ること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、

(5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び
事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条

(16)

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者
に面接すること。

利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ （略）

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る 電磁的記録 により行うことができる。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ （略）

（電磁的記録等）

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。） により行うことができる。

（春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の

表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。

- (2) 次の表中、改正前の欄の号に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士<u>その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する</u>厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上（指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する</u>特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>5</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条</p> <p>2 オペレーターは、看護師、介護福祉士<u>その他</u>厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であつて、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に<u>1年以上</u>（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>5</p> <p>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」</p>

(11) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条

2

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) (略)

という。)

(12) (略)

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条

2

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条

(8) (略)

(11) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第42条

2

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録

(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（同項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるもの

(9) (略)

(揭示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第42条

2

(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書

(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(訪問介護員等の員数)

第47条

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって

<p>は、3年以上) サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p>	<p>充てることができる。</p>
<p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>	<p>3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p>
<p>4 (11) (略)</p>	<p>4 (11) 指定介護療養型医療施設 (12) (略)</p>
<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>	<p>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>
<p>6 当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 (管理者)</p>	<p>6 当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 (管理者)</p>
<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>当該</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内の</u>他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、<u>当該同一敷地内の</u>他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事す</p>

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)
 第51条
 (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 (7) (略)
 (8) (略)
 (9) (略)
 (記録の整備)

第58条
 2
 (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 (4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
 (5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 (管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 (利用料等の受領)

第59条の7
 4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

ることができるものとする。
 (指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)
 第51条

(5) (略)
 (6) (略)
 (7) (略)
 (記録の整備)

第58条
 2
 (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 (5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 (管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 (利用料等の受領)

第59条の7
 4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
第59条の9
(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
(7) (略)
(8) (略)
(記録の整備)

第59条の19
2

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(7) (略)
(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)
第59条の9
(5) (略)
(6) (略)
(記録の整備)

第59条の19
2

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(6) (略)
(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護

看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第59条の30

（3） 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（4） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（5） （略）

（6） （略）

（7） （略）

（記録の整備）

第59条の37

2

看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定療養通所介護の具体的取扱方針）

第59条の30

（3） （略）

（4） （略）

（5） （略）

（記録の整備）

第59条の37

2

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用定員等)

第65条

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用定員等)

第65条

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定

する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第62条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条

(5) (略)

(6) (略)

(記録の整備)

第79条

2

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(従業者の員数等)

第82条

6

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、 <u>介護老人保健施設</u> 又は介護医療院	介護職員
---	---	------

11 前項の介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指

(記録の整備)

第79条

2

(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(従業者の員数等)

第82条

6

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (<u>医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。</u>)又は介護医療院	介護職員
---	--	------

11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指

定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第96条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

（管理者）

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経

定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第96条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

（管理者）

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経

験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用料等の受領)

第90条

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月

験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用料等の受領)

第90条

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的

に開催しなければならない。
(記録の整備)

第107条

2

(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第110条

6 前項の計画作成担当者は、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第107条

2

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第92条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第110条

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、**指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する**厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

（管理者）

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、**又は他の事業所、施設等**の職務に従事することができるものとする。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、**指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する**厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、**第6項の別に**厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

（管理者）

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、**又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所**の職務に従事することができるものとする。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、**別に**厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保

健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第125条

<p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>	
<p>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p>	
<p>7 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>8 (略) (記録の整備)</p>	<p>3 (略) (記録の整備)</p>
<p>第127条</p>	<p>第127条</p>
<p>2</p>	<p>2</p>
<p>(2) 第115条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(2) 第115条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>
<p>(3) 第117条第6項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>	<p>(3) 第117条第6項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>
<p>(4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録</p>	<p>(4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録</p>
<p>(5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p>	<p>(5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p>
<p>(6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p>	<p>(6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p>
<p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、<u>第104条及び第106条の2</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着</p>	<p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条<u>及び第104条</u>の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第122条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従</p>

型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条

7

(2) (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介

業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条

7

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(3) (略)

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介

護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第147条

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該

護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

（協力医療機関等）

第147条

<p>指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条</p> <p>2</p> <p>(2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項<u>の規定による</u>結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第99条及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条</p> <p>8</p> <p>(3) 病院 栄養士 <u>又は</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に<u>限る。)</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第148条</p> <p>2</p> <p>(2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項<u>に規定する</u>結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで<u>及び第99条</u>の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第151条</p> <p>8</p> <p>(3) 病院 栄養士 <u>若しくは</u>管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に<u>限る。)</u> <u>又は</u>介護支</p>
---	---

<p>(設備)</p> <p>第152条</p> <p>(6) 医務室 <u>医療法(昭和23年法律第205号)</u></p> <p>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p><u>援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p>(設備)</p> <p>第152条</p> <p>(6) 医務室 <u>医療法</u>第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p>
<p>第156条</p> <p>3</p> <p>(3) <u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(緊急時等の対応)</p>	<p>第156条</p> <p>3</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(緊急時等の対応)</p>
<p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる<u>医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</p>	<p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる<u>医師</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p>

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条

(5) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第177条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(7) 第175条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うこと。

(衛生管理等)

第171条

2

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条

(5) 第157条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第177条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第175条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(衛生管理等)

第171条

2

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

<p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p>	
<p>6 (略) (記録の整備)</p> <p>第176条 2</p> <p>(2) 第155条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第</p>	<p>2 (略) (記録の整備)</p> <p>第176条 2</p> <p>(2) 第155条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第</p>

<p>38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、<u>第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p>	<p>38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15<u>及び第59条の17第1項から第4項まで</u>の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(利用料等の受領)</p>
<p>第181条 3</p> <p>(3) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第181条 3</p> <p>(3) <u>厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) <u>厚生労働大臣</u>の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、<u>別に</u>厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p>
<p>第187条 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22</p>	<p>第187条 5 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22</p>

条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条

7

(4) (略)

条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第191条

7

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

<p>12 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>	<p>12 前項の介護支援専門員は、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。</p>
<p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する<u>指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>（管理者）</p>	<p>13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する<u>前項の別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第199条において「研修修了者」という。）を置くことができる。</p> <p>（管理者）</p>
<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、<u>又は他の事業所、施設等</u>の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、<u>又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u>の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p>	<p>3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、<u>別に</u>厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）</p>
<p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合</p>	<p>第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合</p>

型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第197条

（1） 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

（7） 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

（記録の整備）

第201条

2

型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第197条

（1） 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

（記録の整備）

第201条

2

- (3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録
 - (8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

- (3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
 - (8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

<p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
---	---

(春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年条例第29号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項又は号の表示及びそれに対応する改正後の欄の項又は号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の項又は号を当該改正後の欄の項又は号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条、項又は号に対応する改正前の欄の条、項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条、項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(管理者)	(管理者)
第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応	第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応

型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、**又は**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、**指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する**厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（利用定員等）

第9条

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは**健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の**運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、**又は同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であつて、**別に**厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（利用定員等）

第9条

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは**指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）**の運営（第44条第7項及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければなら

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条

2

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(利用料等の受領)

第22条

4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予

ない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条

2

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(利用料等の受領)

第22条

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予

防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（記録の整備）

第40条

2

（2） 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第42条第9号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4） 第24条の規定による市への通知に係る記録

（5） 第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

（6） 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（7） （略）

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針）

第42条

（9）の2 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（9）の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（従業者の員数等）

第44条

防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（記録の整備）

第40条

2

（2） 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第24条に規定する市への通知に係る記録

（4） 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5） 第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（6） （略）

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的な取扱方針）

第42条

（従業者の員数等）

第44条

当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対 応型共同生活 介護事業所、 指定地域密着 型特定施設、 指定地域密着 型介護老人福 祉施設、指定 介護老人福祉 施設、 <u>介護老 人保健施設</u> 又 は介護医療院	介護職員
---	--	------

11 前項の介護支援専門員は、指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第67条において「研修修了者」という。）を置くことができる。
（管理者）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介

当該指定介護 予防小規模多 機能型居宅介 護事業所に中 欄に掲げる施 設等のいずれ かが併設され ている場合	指定認知症対 応型共同生活 介護事業所、 指定地域密着 型特定施設、 指定地域密着 型介護老人福 祉施設、指定 介護老人福祉 施設、 <u>介護老 人保健施設、 指定介護療養 型医療施設 （医療法（昭 和23年法律第 205号）第7条 第2項第4号 に規定する療 養病床を有す る診療所であ るものに限 る。）</u> 又は介 護医療院	介護職員
---	--	------

11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第67条において「研修修了者」という。）を置くことができる。
（管理者）

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介

護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をい

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をい

う。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用料等の受領)

第52条

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整

う。次条、第72条第3項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用料等の受領)

第52条

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第64条

2

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第71条

6 前項の計画作成担当者は、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年

(記録の整備)

第64条

2

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(従業者の員数)

第71条

6 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年

以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、**指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する**厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

（管理者）

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、**又は他の事業所、施設等**の職務に従事することができるものとする。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、**指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第3項に規定する**厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、**指定地域密着型介護予防サービス**

以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、**第6項の別に**厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

（管理者）

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、**又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所**の職務に従事することができるものとする。

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、**別に**厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、**別に**厚生労働大臣が定める研修を

基準第72条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）

修了しているものでなければならない。

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第83条

<p>の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条</p> <p>2</p> <p>(2) 第76条第2項の<u>規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の<u>規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の<u>規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の<u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条、<u>第61条及び第63条の2</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第85条</p> <p>2</p> <p>(2) 第76条第2項に<u>規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に<u>規定する</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）、第56条、第59条<u>及び第61条</u>の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中</p>
--	--

条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。))及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第24条第3項(第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第23条第3項(第34条において準用する場合を

む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第106条の2(第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2(第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第15号

春日部市水道事業給水条例の一部改正について

春日部市水道事業給水条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

水道法の一部改正に伴い、給水装置の新設等の申込みの規定等を改正したく提案いたします。

春日部市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第40条</p> <p>(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第40条</p> <p>(1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和5年9月20日付け議案第71号をもって議決された春日部市民文化会館非構造部材（特定天井）等耐震対策工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契約金額 「323,180,000円」とあるのを
「329,870,200円」に変更する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第17号

春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事請負契約の議決内容の一部変更について

令和5年9月20日付け議案第72号をもって議決された春日部市消防本部庁舎受変電設備等更新工事請負契約の議決内容の一部を次のとおり変更する。

- 1 契約金額 「273,350,000円」とあるのを
「285,054,000円」に変更する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

契約金額を変更する必要性が生じたので、議決内容の一部を変更したく提案いたします。

議案第18号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

1 取得する財産

種 類 物 品

物品名 小学校教師用指導書

2 取得金額 50,875,860円

3 取得の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約）

4 契約の相手方 春日部市粕壁東二丁目3番39号

紅雲堂書店

代表 石 川 昭

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

小学校教師用指導書を取得するため、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案いたします。

議案第19号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案いたします。

市道路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1-30	梅 田	内 牧	
5-503	南 五 丁 目	南 五 丁 目	
5-504	南 二 丁 目	南 二 丁 目	
5-505	粕 壁 東 一 丁 目	南 一 丁 目	
5-506	粕 壁 一 丁 目	粕 壁 一 丁 目	
5-507	粕 壁 一 丁 目	粕 壁 一 丁 目	
5-508	粕 壁	粕 壁	
6-779	大 場	大 場	
7-693	小 湊	小 湊	

議案第 20 号

市道路線の廃止について

市道路線を別紙調書のとおり廃止する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案いたします。

市道路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
5-256	南 五 丁 目	南 五 丁 目	
9-3281	西 金 野 井	西 金 野 井	
9-3282	西 金 野 井	西 金 野 井	

議案第 2 1 号

令和 5 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 0 号）について

令和 5 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 0 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 22 号

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 23 号

令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 2 4 号

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 25 号

令和 5 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第26号

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 27 号

令和 5 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 4 号）について

令和 5 年度春日部市病院事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 28 号

令和 5 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第29号

令和6年度春日部市一般会計予算について

令和6年度春日部市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第30号

令和6年度春日部市国民健康保険特別会計予算について

令和6年度春日部市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第31号

令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について

令和6年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩谷 一 弘

議案第 3 2 号

令和 6 年度春日部市介護保険特別会計予算について

令和 6 年度春日部市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 1 4 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 33 号

令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について

令和 6 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第34号

令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について

令和6年度春日部市立看護専門学校特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 35 号

令和 6 年度春日部市水道事業会計予算について

令和 6 年度春日部市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第36号

令和6年度春日部市病院事業会計予算について

令和6年度春日部市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 37 号

令和 6 年度春日部市下水道事業会計予算について

令和 6 年度春日部市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 14 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第38号

春日部市教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについて

次の者を春日部市教育委員会教育長に任命することについて同意を求める。

春日部市南五丁目5番41号

鎌 田 亨

昭和33年12月15日生

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市教育委員会教育長 鎌田 亨 氏は、令和6年3月31日任期満了となりますので、上記の者を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案いたします。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

春日部市粕壁東四丁目3番34号

関 根 一 正

昭和25年12月10日生

令和6年2月14日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

